

自治会会長 様

新居浜市廃棄物対策課
課長 近 藤 淳 司

新居浜市地域環境維持活動支援交付金（令和5年度分）の金額及び申請書類等について（お知らせ）

平素から、市の環境行政について多大なるご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

標記の件、本交付金の今年度の交付予定金額をお知らせするとともに、交付申請をしていただく場合に、提出が必要となる書類を同封いたします。

内容をご確認の上、自治会員以外の方によるごみステーション利用のルール形成・受け入れと、交付金交付申請の検討をお願い申し上げます。

なお、交付申請をされる場合は、6月30日（金）までの申請をお願い申し上げます。

その後、7月28日（金）から振込を開始する予定となっております。

○交付予定金額 （自治会ごとの金額）円

（自治会区域の加入者・未加入者人数推計）（自治会ごとの人数）人 ×（加算額）118円
+（基礎額）20,000円 =（自治会ごとの金額）円（円未満切り捨て）

※（加算額）118円及び（基礎額）20,000円は、全単位自治会同額です。

○提出書類 ①新居浜市地域環境維持活動支援交付金交付申請書兼請求書

②承諾書 ※内容についてご承諾の上、提出をお願い申し上げます。

③委任状 ※申請者氏名と、①に記載する口座名義人が違う場合のみ必要です。

④振込口座通帳のコピー（口座名義人・番号が記載されているページ）

（ご注意）「ごみ収集ボックス」・「ごみステーション監視カメラ」設置補助金

この補助金は、今年度も継続しています。

便利帳をご覧ください、補助金交付を希望する場合は、ボックスやカメラを設置する前に、廃棄物対策課までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

事務担当 新居浜市役所 市民環境部環境エネルギー局 **廃棄物対策課**

電話 0897-65-1252 F A X 0897-65-1255

メール gomi@city.niihama.lg.jp

（地域環境維持活動支援交付金） 近藤

（ごみ収集ボックス補助金） 明星

（ごみステーション監視カメラ補助金） 田村



第1号様式（第4条関係）

新居浜市地域環境維持活動支援交付金交付申請書兼請求書

令和5年6月30日

（宛先）新居浜市長

申請者 単位自治会名 自治会
 自治会長住所
 自治会長氏名
 連絡先電話番号

新居浜市地域環境維持活動支援交付金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。
 また、交付が決定された後は、決定された額の交付金を請求します。

1 交付金申請内容

申請年度	令和5年度	
交付金申請額	基礎額	20000円
	加算額	(自治会ごとの金額) 円
	合計	(自治会ごとの金額) 円

2 振込先

上記に関する新居浜市地域環境維持活動支援交付金を次の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	銀行 金庫 組合	本店 支店 所	種目	1 普通	2 当座	3 その他
			口座番号			
	金融機関コード	店舗コード				
	フリガナ					
	口座名義人					

3 添付書類

- (1) 承諾書
- (2) 委任状※代表者氏名と口座名義人が異なる場合のみ（裏面に記載・押印）
- (3) 振込口座通帳のコピー（口座名義人・番号が記載されているページ）

委任状

令和5年6月30日

委任者

自治会名 _____

自治会長氏名 _____ ㊟

㊟

自治会長住所 _____

↑

ご連絡先 _____

こちらを押印を

お願いします。

新居浜市地域環境維持活動支援交付金（令和5年度分）の受領に関する一切の権限を、次の者に委任します。

受任者

受任者氏名 _____

受任者住所 _____

ご連絡先 _____

※ この面は、表面に記入する振込先の口座名義人が自治会長以外の方である場合に、その方を受任者としてご記入・押印してください。

口座名義が自治会名のみである場合は、委任状の記入・押印は必要ありません。

承諾書

年 月 日

(宛先) 新居浜市長

令和5年度新居浜市地域環境維持活動支援交付金を申請するに当たり、本自治会で管理するごみステーションについて、自治会員以外の者が直接その利用を申し出てきた場合には、ごみの適正排出及び自治会で定めるルールを遵守することを条件として、その利用を承諾します。

単位自治会名

自治会長氏名 印

新居浜市地域環境維持活動支援交付金交付申請書兼請求書

今回は、6月までに受理した分を一斉に交付する
関係上、日付は6月30日で入力しています。

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 単位自治会名 ○○○○自治会
自治会長住所
自治会長氏名
連絡先電話番号

自治会長さんの住所・氏名・
連絡先を記入してください。

新居浜市地域環境維持活動支援交付金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。
また、交付が決定された後は、決定された額の交付金を請求します。

1 交付金申請内容

申請年度	年度	
交付金申請額	基礎額	円
	加算額	円
	合計	円

2 振込先

上記に関する新居浜市地域環境維持活動支援交付金を次の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	銀行 金庫 組合	本店 支店 所	種目	1 普通	2 当座	3 その他
			口座番号			
	金融機関コード	店舗コード				
	フリガナ					
	口座名義人					

口座は自治会名義のものに限ります。
口座名義に自治会長さん以外の方の個人名も入っている場合は、裏面の委任状にも記入・押印してください。自治会名だけ・自治会名と自治会長さんだけの名義である場合は、裏面の記入は必要ありません。

3 添付書類

- (1) 承諾書
- (2) 委任状※代表者氏名と口座名義
- (3) 振込口座通帳のコピー（口座名義人・番号が記載されているページ）

※ いずれも、該当の自治会未加入の方が、分別を守ることが前提です。

指導しても分別を守らない方に対してステーションの使用停止を求めても、交付金の返還を求めることは原則的にありません。

①特に利用ルールを定めず、未加入の方のステーション利用を認めている自治会

➡ 支払いの対象です。

②自治会未加入の方の利用ルールを定め、その利用を認めている自治会

➡ 支払いの対象です。

利用ルールとは、

- ・合理的範囲（自治会費相当額）のステーション利用料の徴収
 - ・ステーションの掃除当番の割当
- などが考えられます。

ただし、自治会に加入することを利用許可の条件（強制加入）とする場合は、**支払いの対象外となります。**

支払い後、強制加入の事例に該当することとなった自治会に対しては、原則、交付金の返還を求めることとなります。

※ 自治会への加入を勧誘するだけであれば、支払いの対象となります。

③今後、自治会未加入の方の利用ルールを定め、その利用を認める自治会

➡ 支払いの対象です。

詳細は、上記②記載のとおりです。

④自治会未加入者からのステーション利用希望の申出に対し、自治会が定めるルールの遵守を条件として、当該未加入の方のステーション利用を認める自治会

➡ 支払いの対象です。

詳細は、上記②記載のとおりです。

※ ご不明な点は、市役所廃棄物対策課（電話 6 5 - 1 2 5 2）近藤まで、お尋ねください。